

第4回国民生活・社会統計ワーキンググループ会合 議事概要

1 日 時 平成29年8月4日（金）14:00～16:30

2 場 所 総務省第2庁舎 6階 特別会議室

3 出席者

【委員】

西郷 浩（座長）、白波瀬 佐和子

【審議協力者】

沼尾 波子（東洋大学国際学部教授）、内閣府、総務省統計局、財務省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、国土交通省、神奈川県、奈良県

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：山澤室長、永島次長

政策統括官（統計基準担当）：澤村統計審査官、宮内企画官

4 議 事

- （1）教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備
- （2）社会保障全般に関する統計の整備
- （3）人口減少社会やワーク・ライフ・バランスに対応した統計の整備
- （4）その他

5 議事概要

- （1）教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備（学校保健統計調査）

事務局及び文部科学省から資料1-1、1-2に基づき説明があった後、質疑応答が行われた。

主な発言は以下のとおり。

- ・本統計の利活用事例について、具体的に説明して欲しい。
- ・政府統計全体の中で、本統計がどういう役割を果たしているかを説明して欲しい。
→学校には児童・生徒の健康診断の情報があるので、自治体レベルで本統計の全国値と比べることにより、全国での位置付けの把握に使用している。
- ・地域レベルにブレイクダウンした情報は公表されているのか。
→各自治体に報告書を配布している。
- ・具体的な利活用を示して、本統計が基幹統計として必要であることを説明してもらいたい。

- 中央教育審議会、食に関する手引、子供・若者白書、健康日本21、OECDのヘルスデータなどで、身長や体重などのデータが利用されている。
- 次回資料として提示してもらいたい。
- ・児童生徒の健康状態サーベイランスの法的根拠と、回収率を教えてください。
- サーベイランスは、公益財団法人が補助事業として実施している。回収率は手元にないが、協力校を調査している。
- ・サーベイランスは、協力してもらえる学校だけのデータしかない。メンタルヘルスは、重要な課題であるが、サーベイランスが実態よりも過小評価になるようなデータであるとすれば、学校保健行政の基礎資料として問題ではないか。できるだけ正確な統計が把握できるようにしてもらいたい。
 - ・資料1-2に有識者による研究会を立ち上げるとあるが、標本設計の検討だけでなく、学校保健統計として何が必要かといった点についても、医療の専門家や関係府省に参加してもらい、検討する必要があるのではないか。また、本調査は身長や体重以外は学校単位のデータとなっているが、健康診断から得られる情報には健康な人のデータも含まれており、個人単位でのデータの利用価値は極めて高いと考えられる。よって、二次利用を視野に入れた個人単位のデータの収集についても、検討してもらいたい。
 - ・個人単位のデータがきちんと利用できるような標準的な調査方法を確立すれば、報告者負担の軽減にもなり、データの有効活用が可能になる。
- 有識者の研究会では、御指摘の点を含め、幅広く検討したい。

《座長のまとめ》

- 本統計の利活用について、文部科学省から資料を提出してもらった上で、次回のワーキンググループで再度議論したい。

(2) 社会保障全般に関する統計の整備

ア 社会保障関連統計の改善

事務局及び厚生労働省から資料2-1、2-2に基づき説明があった後、質疑応答が行われた。

主な発言は以下のとおり。

- ・個別調査の現状について説明があったが、前回の審議協力者からの指摘への回答としては不十分ではないか。
- 御指摘の中には個別統計の例示があったが、そこで指摘された内容はすべての統計のサンプリングやデザインなどに共通する課題であるため、本日は、統計全体の課題としてどのように次期基本計画に盛り込むかを議論していただきたい。個別調査の説明は、それを通じて全体の問題意識を明らかにするという趣旨でお願いしている。

- ・ 国民生活基礎調査については、後続調査との関係や、大規模調査年と中間年との集計値の整合性など、かねてから同様の指摘がある。また、縦断調査は、最初の段階で、同じ質問を毎回継続して把握するという視点がなかったのではないか。ただ、今回は、個別調査の対応状況を確認するものではなく、事例を通じて、統計全体の課題を整理するという趣旨であると理解した。
- ・ 審議協力者からの御指摘は、個々の統計調査を審査する際の視点でもある。審査する立場からすると、報告者負担を抑制するため、縦断調査については1回当たりの質問数は抑える必要がある。よって、毎回質問する事項と、その都度質問する事項について、有識者の意見を踏まえながら決めてもらうことは、重要なポイントである。

《座長のまとめ》

→ 審議協力者からの意見を踏まえた課題については、資料のとおり統計全体の課題として整理したい。また、次期基本計画にどう盛り込むかは別途整理したい。

イ 障害者統計

事務局及び内閣府から資料3-1、3-2に基づき説明があった後、質疑応答が行われた。

主な発言は以下のとおり。

- ・ 障害者統計については、障害者と認識している人の範囲内で、生活、仕事、健康状態がどうなっているのかといった情報について、身体や精神などの障害者の定義を区分しながら、国勢調査などで把握できれば政策を考える上で意味があるのではないか。
- 障害者の定義は明確になっているのか。国勢調査においては、そもそも定義が明確でないものを調査事項とすることは難しい。
- ・ 障害者のいる世帯の統計や障害に関する男女別のクロス集計など基本的な統計データは作成すべきと考えるが、個別の統計で何を調査事項とするのかについては、慎重に検討すべきではないか。
- 障害者の定義は様々な考え方があるが、客観性が求められる統計の分野においては、現時点では障害者手帳等を持っている者が一つのメルクマールになるのではないか。国民全体を対象とした調査の中で、障害のある者と障害のない者を比較分析できる統計が十分でないことを問題提起した。
- ・ 先進国の中で、国勢調査で障害に関する事項を把握している事例はあるのか。
- イギリスの国勢調査で、健康状態や日常生活の支障に関する簡易な調査事項はあるが、障害に関する調査事項はない。
- ・ 障害者基本計画において、目標とする数値などはどの程度具体化されているのか。個別の統計で何を把握するのかについては、統計上の定義が必要であり、その信頼

性の高い定義を考える根拠として法律などがあるが、その辺の状況について教えて欲しい。

- 障害者基本計画の中での各施策の成果目標の数値については、他府省がそれぞれ実施している障害者を対象とした調査等を基にしている。政府全体の統計調査の中で、障害のある者と障害のない者を対比できるようなデータの整備を通して、障害者施策を一步前に進めていく契機とすることが重要と考えている。
- ・障害者施策のPDCAサイクルの観点を強調されているが、PDCAサイクルの構築を考えるのであれば、まずは、施設の入居者などの時系列データを活用できるように整備することが必要ではないか。

《座長のまとめ》

- 障害者統計については、次期基本計画の本文に理念を記載することとし、基本的な考え方（案）のとおりで整理したい。

ウ 社会保障費用統計

事務局及び厚生労働省から資料4-1、4-2に基づき説明があった後、質疑応答が行われた。

主な発言は以下のとおり。

- ・ILO基準に替わるものとして、財源ベースでの比較を可能とする基準があれば、新しい基準として活用を推進していただきたい。また、地方分権改革などによって、地方公共団体の社会保障支出の地方単独事業化が進んだ一方で、データ利用に制約があるため、本統計では推計値を計上している。国際基準に準拠した社会保障の総合的な把握に必要なデータとして、総務省の「社会保障関係の地方単独事業に関する調査」結果など、地方単独事業を詳細に把握しているデータがあるので、そのデータを活用できるようにしていただきたい。
- 総務省と連携を図って検討していきたい。
- ・社会保障費用統計については、より正確な統計が作成できるようにすることが基幹統計とした目的の1つでもあるので、是非、統計法に基づいた要請を行っていただきたい。
- ・基本的な考え方（案）で、ILOの新SSI基準は、「旧ILO基準から新基準に移行することの是非を検討し、平成30年度末までに結論を得る。」としているが、同基準は検討しても国際比較可能性が乏しいので、基幹統計として検討する必要があるのか教えて欲しい。
- ILO基準については、これまでの統計の継続性や分析を考慮すると持続的に使う意味がある。人材や財源などの資源が限られているのであれば、何を把握することを優先していくのか、専門的な見地から検討が必要ではないか。
- ・ILO基準については、日本の中で時系列的な変化を見る上で、残すべきということであれば、そのことを基本的な考え方の中に記載した方が良いのではないか。

→ I L O 基準が長期時系列的な観点から重要であることは十分認識しており、I L O 基準を停止することは現段階で考えていない。本来は、I L O 基準の改定に伴い、移行すべきだが、新 S S I 基準をめぐる状況を見ると移行するのが良いとも思えない。旧 I L O 基準、新 S S I 基準ともに実質的な国際基準として機能しておらず、国際比較可能性並びに集計実務の面で困難が生じている中で、I L O 基準集計を今後どのように継続していくかが検討課題である。過去の継続を考えて I L O 基準は残しつつも、将来的には E U 基準、O E C D 基準に比重を移す方向で今後検討していきたい。

《座長のまとめ》

→ 基本的な考え方（案）については、I L O 基準に実質的な国際基準性がない中でどうしていくのかを含め、次回のワーキンググループまでに文言を整理したい。

(3) 人口減少社会やワーク・ライフ・バランスに対応した統計の整備

ア ジェンダー統計

事務局及び内閣府から資料 5-1、5-2 に基づき説明があった後、質疑応答が行われた。

主な発言は以下のとおり。

- ・ 基本的な考え方（案）の「概ね男女別に」の部分は、「性別に配慮した」などの書き振りにした方が良いのではないか。

《座長のまとめ》

→ 基本的な考え方（案）については、委員から御指摘があった箇所の文言を整理したい。

イ 人口動態調査

事務局及び厚生労働省から資料 6-1、6-2 に基づき説明があった後、質疑応答が行われた。

主な発言は以下のとおり。

- ・ 基本的な考え方（案）の「個人番号の導入予定時期が明確になっていない」については、技術的な問題のほかにも法的な課題があることから、「法務省の検討状況を引き続き注視しつつ検討する」などの書き振りに改める必要があるのではないか。

《座長のまとめ》

→ 基本的な考え方（案）については、委員から御指摘があった箇所の文言を整理したい。

(4) その他

次回の国民生活・社会統計ワーキンググループ会合は、8月25日（金）14時から総務省第2庁舎6階特別会議室で開催する予定。

以上

<文責 総務省統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>